

日本ケータリングカー協会 会員規約（令和2年8月1日改定）

■ 第1章（総則）

名称

第1条

本協会は、一般社団法人日本ケータリングカー協会（略称JCCA）と称する。

目的

第2条

本協会は、新しい時代の流通業態の確立を目指す。

1. 全国の若者、女性、シニアの起業支援を行う。
2. 移動販売事業の社会貢献と業界のイメージアップを図り、社会的地位向上を目指す。
3. 移動販売業界の近代化、合理化の為のノウハウの開発を推進し、経営基盤の安定した企業、事業家の育成支援を行う。
4. 行政、各種団体、各種法人、事業主とコミュニケーションネットワークシステムを構築し、新しいビジネスの育成を図る。
5. お客様への安全、安心が約束出来る体制づくりと道路交通法、食品衛生法等のコンプライアンス体制確立を図る。

■ 第2章（事業）

事業

第3条

本協会は、第2条の目的達成の為に、次の事業を行う。

1. 移動販売に関する啓蒙、広報活動
2. 起業支援事業
3. 移動販売全般に関するコンサルティング事業
4. 移動販売に関するマッチングシステムの運営、管理事業
5. 移動販売専門の総合ポータルサイトの運営
6. 展示会、研修会、セミナーの開催
7. 新規事業開発、提案、運営事業
8. イベントプロデュース事業
9. 商品、備品、設備、車両、宣材物等の斡旋及び販売事業

■ 第3章（会員）

会員の種別

第4条

法人、個人を問わず、協会の主旨、目的に賛同し、協会が認めたものを会員とする。

会員は、正会員と準会員及び賛助会員の3種に分類する。

会費・登録料

第5条

準会員は登録料、年会費を無料とする。正会員及び賛助会員は登録料を無料、年会費を有料とする。会費・登録料については、理事会の承認によって変更される場合がある。

入会申請手続き

第6条

入会申請手続きは、法人・個人とも協会のWEBサイト上の入会申請書にて申請するものとする。入会申請をするものは、会員規約ならびに移動販売車の出店ガイドラインに同意したうえ、必要書類を添付する。

入会審査

第7条

入会審査に於いて、営業上のコンプライアンスを遵守していないと判断した場合や、反社会的組織・集団に属する者及びそれらに準ずる団体に属する者、並びにそれらの組織・集団・団体に属する者と交際があると協会が判断した場合、並びに協会が会員として適当でないと判断した場合、入会を承認しない。

退会

第8条

退会は、法人・個人とも協会への退会届の提出があれば、自由に退会出来る。但し、退会后1年間は再入会を不可とする。

資格の喪失

第9条

会員は次の各号のひとつに該当するときは、その資格を失うものとする。

1. 退会
2. 法人の解散、整理、和議の申し立てがあったとき
3. 除名
4. 個人の廃業
5. 反社会的組織・集団に登録をしたとき、交友関係を持ったとき

除名

第10条

会員が営業上のコンプライアンスを遵守せずに、次の各号のひとつに該当するときは、協会の決議で除名することがある。

1. 協会の信用を失墜させる言動に及んだ場合
2. 協会の名誉を著しく毀損する言動に及んだ場合
3. 協会の活動を妨害する言動に及んだ場合
4. 道路交通法や食品衛生法、その他の法令に反する営業をした場合
5. 社会通念上好ましくない営業を行い、改善指導を受け入れない場合
6. 新たに反社会的組織・集団に属した場合及びそれらに準ずる団体に属した場合、並びにそれらの組織・集団・団体に属するものと交際を始めた場合

■ 第4章（役員）

役員

第11条

役員は理事2名以上とし、その内1名を代表理事（理事長）とする。

第12条

理事長は協会を代表し、会務を総括する。

第13条

理事は運営管理の責任者として協会の発展と会員企業・事業主の事業発展に貢献する。

役員任期

第14条

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

■ 第5章（会議）

会議

第15条

協会の定例会議は、年度1回の社員総会と月度1回の運営会議とし、その他については、臨時招集とする。

第16条

社員総会は協会の社員で構成する。

第17条

社員総会は、代表理事が招集し議長は社員より選出する。

第18条

社員総会は、次の事項を審議・議決する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
3. その他の重要事項

第19条

社員総会の議決は、出席者の過半数の賛成を条件とする。

■ 第6章（会計）

協会の運営費

第20条

協会の運営経費は次の収入によって支出する。

1. 拠出された基金
2. 会員よりの会費
3. 事業収入

協会の会計年度

第 21 条

協会の会計年度は毎年 3 月 1 日より、翌年 2 月末日とする。

会計

第 22 条

協会の会計業務は、事務局が担当するものとする。

第 23 条

毎月の理事への報告、及び臨時、定例総会に会計、決算報告を行うものとする。

■ 第 7 章（事務局）

事務局

第 24 条

協会の事務全般を処理するために事務局を設け、必要な要員配置を行う。

第 25 条

事務局には統括責任者として、事務局長を置く。

第 26 条

事務局長は、協会事務局を統括し、協会の円滑な運営を行う。

第 27 条 事務局を大阪市北区梅田 1-11-4-1000 に置く。

■ 第 8 章（附則）

第 28 条

この会則は、平成 21 年 3 月 2 日より施行する。

平成 22 年 4 月 8 日 改定

平成 23 年 11 月 11 日 改定

平成 24 年 1 月 14 日 改定

平成 27 年 3 月 1 日 改定

令和 2 年 8 月 1 日 改定

以上。